

鶴ヶ島市議会交通安全推進議員連盟規約

(名称及び目的)

第1条 この連盟は、鶴ヶ島市議会交通安全推進議員連盟（以下「連盟」という。）と称し、本市の交通安全思想の推進と交通モラルの徹底を期することを目的とする。

(組織)

第2条 連盟は、前条の目的に賛同した鶴ヶ島市議会議員をもって組織する。

(事業)

第3条 連盟の目的を達成するため各種事業を行う。

(役員)

第4条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 監 事 2名

2 会長は、議長をもってこれに充てる。

3 副会長は、副議長をもってこれに充てる。

4 幹事長は、総務産業建設常任委員会の委員長の職にある者をもってこれに充てる。

5 幹事は、議会運営委員会の委員の職にある者をもってこれに充てる。

6 監事は、議会選出の監査委員及び議会運営委員会の委員の職にある者のうちから互選された者1名をもってこれに充てる。

(役員職務)

第5条 会長は、連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事長は、連盟の事業推進にあたる。

4 幹事は、会員との連絡調整及びその他連盟の目的遂行のために必要な事項を処理する。

5 監事は、経理を監査する。

(会議)

第6条 連盟の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、必要の都度会長が招集し、その座長となる。

3 会議は、当該会議の構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもってこれを決する。

(経費)

第7条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年額2,000円とする。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(書記)

第8条 連盟に書記を置く。

2 書記は、鶴ヶ島市議会事務局職員を委嘱する。

3 書記は、会長の命を受け、連盟の庶務及び会計に従事する。

(顧問)

第9条 会長は、特に必要と認めるときは、総会の同意を得て顧問を委嘱することができる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、連盟の会務の執行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成4年6月18日から施行する。

この規約は、平成5年6月16日から施行する。

この規約は、平成16年6月14日から施行する。

この規約は、平成27年5月1日から施行する。